

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和5年4月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 無

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	4件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
②農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	4件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
④使用貸借解約について	1件
⑤非農地証明願について	2件

事務局次長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年4月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局次長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、18番 増金委員、20番 向委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>
所有権移転 4件
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いします。
無いようでございますので、採決いたします。『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

藤本委員 17番。申請地は、鳴門市学校給食センターから西に位置する農地です。
譲受人は天津町で甘藷や梨を栽培しています。申請地は、甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

竹村委員 8番。申請地は、鳴門市人権福祉センターから北に位置する農地で、譲渡人が2月に取得した土地です。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人が所有するほかの農地と同様に、譲受人に貸し出すものです。
譲受人は大麻町で水稻やレンコンを栽培しています。申請地は、野菜、花、レンコンを栽培しており、取得後も同様の作物を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員 20番。譲受人は鳴門町で甘藷やらっきょうを栽培しています。申請地は、甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

藤江委員

16番。申請地は、板東公民館から南東に位置する農地です。

譲受人は申請地に隣接する土地で建設業を営んでいます。既存の敷地では手狭であったため、隣接する申請地の駐車場を拡張することが最適であると考え、今回の申請となりました。

なお、農地法の手続きを行わずに駐車場として転用されていますが、本申請にあたり今後は無断で転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、整地して砕石を敷いております。

排水については雨水のみであり、地先水路に自然排水することについて、地元水利組合の同意を得ています。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、板東公民館から南東へ約350mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張にかかる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当しており、許可することができます。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和4年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きが完了しています。

なお、農地法上の手続きを行わないまま譲渡人・譲受人相互で転用手続きが行われていると誤認があり、既存の駐車場が手狭でもあったことから、既に申請地を駐車場として転用している状況であるため、本申請にあたり今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員

5番。申請地は、小鳴門大橋から南東に位置する農地です。譲受人は建設業を営んでおります。工事受注の増加により、現在の事務所にある倉庫と屋外駐車場兼資材保管スペースでは、保管スペース等が不足し、今後事業を展開する上で、ある程度の面積の資材置き場が必要なため、今回の申請となりました。事業計画では、整地して砕石を敷きます。排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、小鳴門大橋から南東へ約550mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長
それではお諮りいたします。
申請番号2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同
＜異議なし＞

谷口会長
申請番号2番については原案どおり承認といたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長
＜4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件＞
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長
次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

増金委員
18番。申請者は大津町で甘藷を生産する農家です。
申請地には甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長
ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同
＜異議なし＞

谷口会長
無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認といたします。
以上で、『議案第4号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長
＜5. 報告事項 14件＞
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
②農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 4件
③農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 1件
④使用貸借解約について 1件
⑤非農地証明願について 2件

谷口会長
ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

それでは、無いようでございますので、これもちまして令和5年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時29分
令和5年4月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 増金 義文

議事録署名者 向 栄治